

蕨市卓球連盟規約

第一章 総則

第1条 本会は、蕨市卓球連盟と称する(以下本会と称する)。

第2条 本会は、事務所を蕨市卓球連盟会長宅に置く。

第3条 本会は、卓球を通じて技術の進歩発展と体位向上及びスポーツ精神の育成に努め、併せて会員相互の親睦を図る事を目的とする。

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため次の事業を行なう。

1. 蕨市卓球連盟春季卓球大会個人戦
2. クラブチームオープン卓球大会
3. リレーマッチオープン卓球大会
4. 蕨市民秋季卓球大会個人戦
5. レディースオープン卓球大会
6. ペアマッチオープン卓球大会
7. わらびオープン卓球大会
8. 蕨市、蕨市体育協会、県南4市等から委嘱された事業
9. その他、本会に必要と認める事業。

第5条 本会は、蕨市体育協会に加盟する。

第二章 会員

第6条 本会の会員は、連盟の定める所定の用紙に選手登録した団体及び個人とする。

第7条 本会は、次の会員で構成する。

1. 団体会員
2. 個人会員
3. 名誉会員

第8条 第6条の会員資格で登録されていた選手が転勤、転居等によって資格要件が無くなった場合でも、これまでの所属チームの了承があれば引き続き団体会員の登録をすることが出来る。

第9条 名誉会員は、本会の発展に貢献した者で、常任理事会で推薦した者とする。

第三章 役員

第10条 本会に、次の役員を置く。

1. 会長1名
2. 副会長1名
3. 理事長1名
4. 常任理事若干名
5. 理事若干名
6. 会計1名
7. 監事1名
8. 顧問若干名

第11条 役員任期は次の通りとする。

会長、副会長、理事長、常任理事、会計、監事、顧問は2年 理事は1年

第12条 役員改選は総会で行うものとし、任期は4月1日から翌年又は翌翌年3月31日迄とする。但し任期が満了しても後任者が就任するまでは任務を継続する。また補欠により就任した役員任期は前任者の残余期間とし、再任を妨げない。

第13条 会長は、本会を代表し会務を総括する。

第14条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があった場合には、その職務を代行する。

第15条 理事長は、会長及び副会長を補佐し、会務を掌理する。また会長及び副会長が事故のある時その職務を代行する。

第16条 常任理事は、会長・副会長及び理事長を補佐し会務の執行にあたる。

第17条 理事は、8名以上で構成され1名以上の市内在住・在勤・在学者が所属する団体会員及び会長が承認したチームから選出され、常任理事会で承認する。

第18条 監事は、本会の会計を監査する。

第19条 会長、副会長、理事長、常任理事、会計、監事は役員会で推薦し総会で承認する。

第20条 顧問は、本会の重要事項につき会長の諮問に応ずるものとし、総会で承認し会長が委嘱する。

第21条 本会より蕨市体育協会の評議委員2名を選出する。

第22条 連盟統一ユニフォームの貸与

1. 選任された役員には連盟の定めたユニフォームを貸与し連盟主催の試合には着用して参加すること。
2. ユニフォームの新規購入については年度初めの予算に応じて総会の了承をもって対処する。
3. 貸与した冬用ユニフォーム(上下)は役員を退任した時点で速やかに返却する。ただし夏用ユニフォーム(半袖)については返却不要とする。

第四章 会議

第23条 本会の会議は、次の通りとする。

1. 総会
2. 常任理事会
3. 専門部会

第24条 総会は、年1回定期に開催する。ただし会長が必要と認めるとき、理事総数の2分の1以上の要請があったとき、会長は総会を招集しなければならない。

第25条 総会は、第17条による理事の代議員制により構成し次の事項を議決する。ただし個人会員はオブザーバーの資格で参加する事が出来る。

1. 事業報告及び収支決算
2. 事業計画及び収支予算
3. 役員の変更
4. 常任理事会、専門部会で企画または決定された事項
5. その他、必要と認められた事項

第26条 常任理事会は、会長、副会長、理事長、常任理事をもって構成し、本会運営のための重要事項を企画する。ただし簡易な事で総会に諮る暇が無い時は、常任理事会で議決する事が出来る。

第27条 専門部会は、総務、会計、指導普及、審判等事業運営に関わる事項を必要に応じて開催する。専門部会は、常任理事若干名で構成し、専門分野の重要事項を企画審議する。議決された事項は、常任理事会で承認を受け総会に諮らなければならない。

第28条 第21条の会議は、構成人員の過半数を以って成立(委任状を含む)し、出席者の多数を以って議決する。

第五章 派遣

第29条 蕨市卓球連盟が指定する市外団体(下記1～13項)が主催する講習会及び競技会に市内在住・在勤・在学の会員が参加又は出場した場合派遣費を支給する。

1. 日本卓球協会からの派遣要請を受け参加した場合。
2. 埼玉県卓球協会からの派遣要請を受け参加した場合。
3. 全日本卓球選手権本戦に出場した場合。
4. 全日本クラブ卓球選手権本戦に出場した場合。
5. 全日本卓球選手権マスターズの部本戦に出場した場合。
6. 全日本社会人卓球選手権本戦に出場した場合。
7. 全日本レディース卓球選手権本戦に出場した場合。
8. 関東レディース卓球選手権本戦に出場した場合。
9. 東京卓球選手権本戦に出場した場合。
10. 国民体育大会卓球の部埼玉代表として出場した場合。
11. 全国高等学校総合体育大会(インターハイ)卓球の部本戦に出場した場合。
12. 全国中学校卓球大会の本戦に出場した場合。
13. 上記1～12項いがいで連盟が認めた講習会・競技会に参加した場合。

第30条 第28条で定められた講習会及び競技会に参加又は出場した場合の派遣日は一律5,000円を支給する。

注記1. 団体として参加する場合は5名を限度とする。

注記2. 海外派遣についてはつと協議して支給額を定める。

第六章 会計

第31条 本会の経費は、次に掲げるものより支弁する。

1. 事業収入
2. 市又は公共団体から交付される育成費及び委託金
3. その他の収入

第32条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第33条 収支決算は、監事の監査を受け総会に報告し承認を得なければならない。

第七章 弔慰

第34条 本会の役員及び同居家族に不幸が生じた場合の、弔慰金及び供花は次の通りとする。

対象者		供花	弔慰金	記事
会長・副会長 ・理事長	本人	生花	20,000円	
	同居両親及び 夫または妻	生花	10,000円	
理事	本人	生花	10,000円	
	同居両親及び 夫または妻	—	5,000円	

第35条 訃報に伴う弔慰手続きについては会長・副会長・理事長及び事務局が行うものとする。又役員への連絡は別紙連絡網により速やかに連絡する事。

第八章 付則

第36条 この規約の改廃は、総会の議決がなければ出来ない。

第37条 この規約は、昭和34年9月16日から適用する。

- ◆ 平成18年4月10日全面見直しを行い改正する。
- ◆ 平成19年4月10日弔慰制度の追加改正。
- ◆ 平成23年4月10日第17条理事の条件一部追加改正。
- ◆ 平成24年4月10日第4条クラブチームオープン戦の追加改正。
- ◆ 平成24年4月10日第五章派遣費の追加改正。(五章以下章及び条の繰り下げ)
- ◆ 平成26年4月10日第五章第29条派遣費の支給対象を簡素化して一律に改める。
- ◆ 平成27年4月10日第一章第4条オープン戦(ラージ・レディース・ペアマッチ)の追加。
- ◆ 平成27年4月10日第三章第17条の理事の条件見直し改正。
- ◆ 平成31年4月14日第一章第4条事業見直し及び第三章22条ユニフォーム貸与の追加。
- ◆ 令和 2年4月14日第二章第6・8条資格の見直し第六章第31条加盟費の廃止。